

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成9年法律第123号							
許認可等の種類	介護支援専門員の登録	根拠条項	第69条の2							
審査基準	<p>厚生労働省令で定める実務の経験を有するものであって、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りではない。</p> <p>（各号の概要）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 成年被後見人又は被補佐人 2 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 3 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 4 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者 5 第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者 6 第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者 7 第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者 									
	受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間	7	日	目次
						標準経由期間		日	NO	